

産婦人科の初診が「紹介予約制」に移行します

令和 5 年 1 月より産婦人科の外来診療につきまして、地域医療機関との連携強化と機能分化をはかり、良質な医療を効率的に提供することを目的として、「紹介予約制」を導入します。

緊急の場合を除き、初診は原則として、地域医療連携室経由で予約を取得され、紹介状を持参された患者さんのみとなります。

今後、産婦人科では、入院医療と専門性の高い外来医療が中心となります。

患者さんのご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。尚ご不明な点は産婦人科までお問合せください。

—紹介予約制の基本的な流れ—

- ① 産婦人科での初診をご希望の患者さんは、まずは近隣の産婦人科(地域医療機関)を受診いただきます。
 - ② 地域医療機関において、当センターへの紹介が必要と判断された場合、紹介状を作成いただき、地域医療連携室を通して当センターの診療予約を取得願います。
 - ③ 予約の日時に、当センターの専門医による(急性期)医療をうけていただきます。
 - ④ 当センターでの急性期治療が一段落すれば、病状により近隣の地域医療機関へ逆紹介いたします。
-

> 患者さんが当センター産婦人科受診中で、次回の予約までに調子が悪くなられた場合は診察いたします。

> 紹介状なしで来院された患者さんにつきましては、1 階かかりつけ医紹介窓口で近隣の医療機関をご案内いたします。

市立東大阪医療センター 院長 辻井正彦
産婦人科 部長 奥 正孝